

<参照条文>

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）（抄）

（都道府県等が処理する事務）

第 97 条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2・3 （略）

○自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第 120 条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。